

滋賀県環境影響評価審査会小委員会 議事概要

- 1 日 時 令和 5 年 8 月 2 日 (水) 14:00 ~ 16:30
 2
 3 1 日 時 令和 5 年 8 月 2 日 (水) 14:00 ~ 16:30
 4 2 場 所 県庁北新館 5 - B 会議室
 5 3 議 題 (1)小委員会委員長の選出について
 6 (2)国道 161 号小松拡幅 13 工区に係る環境影響評価準備書について
 7 4 出席委員 樋口委員、江藤委員 (Web 出席)、惣田委員、佐藤委員、野呂委員、
 8 畠委員、藤本委員、西田委員、堀委員、松四委員 (Web 出席)、松田委員

9 5 内容

10 (1)小委員会委員長の選出について

- 11 ・委員の互選により、惣田委員を委員長とすることに決定した。
 12

13 (2)国道 161 号小松拡幅 13 工区に係る環境影響評価準備書について

- 14 ・資料 1 ~ 6、参考資料 1 ~ 2 について説明後の委員からの質疑は以下のとおり。
 15

16 (委員長)

17 まず、事業計画について、御意見や御質問があれば、発言をお願いします。
 18

19 (委員)

20 本事業がアセス対象事業となった経緯と方法書からの手続開始となっており配慮書
 21 が省略された経緯を改めて説明願いたい。
 22

23 (事務局)

24 本事業がアセス対象事業となった経緯は資料 2、スライド番号 9 をご覧ください。本
 25 事業は昭和 50 年 ~ 51 年に都市計画決定がなされています。滋賀県環境影響評価条例
 26 (平成 10 年滋賀県条例第 40 号) 付則第 5 項第 2 号の規定では、この条例の施行日前
 27 に都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 17 条第 1 項の公告が行われた都市計画事
 28 業については経過措置が適用され、同条例規則で定める軽微な変更の範囲を逸脱しな
 29 い限りは、経過措置が適用され条例第 3 章から第 9 章の規定 (方法書以降の規定) は適
 30 用されない。条例規則で定める軽微な変更というのは、道路延長が 10% 以上増加しな
 31 いこと、変更前の対象事業実施区域から 100 m 以上離れた場所が新たに対象事業実施
 32 区域にならないことといったように幾つかの条件があるが、本事業については、平成 30
 33 年のルート帯の見直しによって、従来のルート帯から 100 m 以上離れた場所が新たに
 34 対象事業実施区域となったことから、その区間約 4.3km について、環境影響評価手続が
 35 必要となり、令和 2 年度からアセス手続を開始された。

36 また、配慮書の要否については、資料 1 の P2 に記載のとおり、条例付則第 5 項の経

37 過措置の規定では、方法書以降の手續に経過措置が適用されるとされており、経過措置
38 の規定が適用されなくなった場合は方法書からの手續が必要になる。

39

40 (委員)

41 既に工事着工されている、隣接の小松拡幅 14 工区に関しては、景観に関して何らか
42 プロセスを経て検討はなされたのか、また、配慮がなされる予定はあるか。

43

44 (事業予定者)

45 14 工区に関しては、まず、小松拡幅自体が昭和 45 年度に事業化され、昭和 50 年～
46 51 年に都市計画決定をしたということで、こちらの工区に関しては、環境アセスメン
47 トの対象ではなく、アセス手續としての検討や配慮は行っていない状況です。

48 景観に関しては、事業を進めて行く中で、地元の説明する際などにフォトモンタージ
49 ュを作成し眺望の変化をお示しする等の配慮を行っているが、何らかの手續に沿って
50 検討を行った経緯は無いので、御了承いただきたい。

51

52 (委員)

53 専門家を交えての議論はしていないという理解で良いか。

54

55 (事業予定者)

56 14 工区の事業の細かな所までは把握していない。部分的には景観の専門家にヒアリ
57 ングを行いながら検討を行っている可能性はあるが、詳細は把握していないので、確認
58 の上、後日お答えすることとしたい。

59

60

61 (委員)

62 14 工区と 13 工区の接続部分に側道を設置されるとお聞きした。本日、現地を見た際
63 に湖岸の方でも工事をされているような様子が見受けられたが、工事の際には同様に
64 専門家には意見を聴かれていないと理解して良いか。

65

66 (事業予定者)

67 14 工区と 13 工区の接続部分の側道については、場所が琵琶湖よりもかなり内側にな
68 る予定であり、現 161 号線沿いになる予定である。従って、琵琶湖に何らかの影響を及
69 ぼす位置での工事は予定していない。

70 本日、琵琶湖側で足場が組まれていた様子も見受けられたが、我々は、現在、14 工
71 区のトンネル事業を手掛けており、琵琶湖側で見られたその工事は小松拡幅事業とは
72 別の工事である。

73

74 (委員長)

75 事業計画に係る部分については、これ以上、意見はなさそうであり、次に、環境影響
76 に係る部分について、御意見や御質問をお願いする。

77

78

79 (委員)

80 資料2、46～49番のスライドで、動植物や生態系に係る環境保全措置として、「工事
81 関係者の教育」というのが挙げられているが、具体的にどういったことを想定されてい
82 るか。

83 次に、事後調査に関して、ミサゴについては事後調査を実施するとの記述があるが、
84 事後調査の中でミサゴに対して影響が出た場合には何か対応をされるのでしょうか。
85 また、資料4では、トンネル抗口の近くに営巣木があるものの、これに対する環境保全
86 措置が「低騒音・低振動型重機の採用」等となっております。営巣木に直接影響を及ぼした
87 場合の対応としては、少し弱いのではないかと思う。【1】

88

89 (事業予定者)

90 1点目の工事関係者への教育については、改変区域以外の草木を伐採しない、工事の
91 際になるべく騒音を発生させないといった教育をしていく。また、希少な動植物の生息
92 場所を事前に教え、むやみに立ち入らないように周知する。猛禽類が敏感になる時期と
93 そうでない時期をパンフレット等で教育していく等の対応が国土交通省の事業では一
94 般的に多い。

95 2点目の事後調査で影響が確認された場合の対応については、その都度、専門家にヒ
96 アリングを行い、状況に応じた対応をしていくことを想定している。

97 3点目のミサゴの営巣木の位置については、坑口から山側に260 mほど離れた場所
98 になる。資料5-2、5ページに営巣木と事業予定地の関係を記載しており、環境省「猛
99 禽類保護の進め方」を参考に、事業予定地から800 m以内に営巣木があるか否かで影響
100 を予測評価しているが、本当に260 mで影響があるか否かは十分に知見がなく解らな
101 いと考えており工事中にモニタリングをして影響を確認していく方針としている。そ
102 の結果、影響が確認された場合は、その都度専門家に相談して対応を検討する方針とし
103 ている。

104

105 (委員)

106 事後調査中にもしも営巣を放棄するような行動が見られた場合は、工事計画の変更
107 とまではいかないと思うが、具体的にどういった対応をされるか。【1】

108

109 (事業予定者)

110 モニタリングをしながら工事を進め、影響が確認された場合に対応するということ
111 だけではなく、工事の前に営巣木の周辺に営巣可能な他の木が周囲に無いか、あるいは
112 その営巣可能な他の木に移動ができるのかなど、専門家の意見を聴きながら対応を検
113 討した上で工事を進める予定です。

114

115 (委員)

116 工事は往々にして進んでしまうと後戻りが出来ないので、事前に出来るだけ手を打
117 っておくことが重要であり、工事関係者への教育についても、私も工事関係者の方と直
118 接お話する機会はあるが、事前に確認しておいても中々その通り対応されないといっ
119 たケースもあると思うので、書面で配布して説明をしておく、打合せをしっかりと
120 く等の十分な配慮をお願いしたい。【1】

121

122

123 (委員)

124 準備書 9-9-19 の動物に関する調査期間について、猛禽類の調査は平成 30 年 2 月か
125 ら令和元年 7 月までということで、他の項目の調査時期(令和元年～2年)よりも早く、
126 方法書の手続が始まる令和 2 年より前のデータしかない状況になっている。資料 6、
127 P.2-131 に猛禽類のラインセンサス法による調査結果が示されているが、ミサゴやトン
128 ビ以外の猛禽類については、ほとんど確認されていない状況である。なぜ、定点観測法
129 の調査が方法書作成以前の古いものしかないのかをお教えてください。

130

131 (事業予定者)

132 猛禽類の調査は、環境省「猛禽類保護の進め方」をもとに進めているが、2 営巣期実
133 施する必要があり、調査期間が他の動物よりも長いということを踏まえ、少し前に実施
134 している。定点観測以外のデータについては、鳥類の調査時に確認できた猛禽類とい
135 うことで、猛禽類を中心に観測したのが定点観測の 2 営巣期、その他の鳥類調査の時に確
136 認された猛禽類についても併せて記録に残しているということです。

137

138 (委員)

139 方法書の議論の中にも猛禽類の調査に関する指摘があったのではないかと。もしも、意
140 見があったとして、それが調査に反映されていないのであれば、おかしい話ではないか。

141 方法書を提出する前に調査を開始しても良いとは思いますが、方法書に対する議論を受
142 けて、その後も調査がなされるべきではなかったのか。

143 準備書で予測評価をするに当たっては、営巣木の情報など、より直近のデータが重要
144 になると思われる。それが無いというのはなぜなのか。要するに定点観測を 2 営巣期行

145 うため時間がかかるため早めに始めるというのは解るが、4 営巣期など長くやる分には問題ないはずであり、直近のデータを収集できていないことについてその理由をお聞かせ願いたい。

148

149 (事業予定者)

150 この場で即答が出来ないので、どのように回答できるか、検討させていただきたい。

151

152 (委員)

153 もう1点は生態系に関する質問です。準備書 P.9-11-29 などでは、「生態系は保全される」と予測評価されているものの、気になったのは大津市側の高架構造になっている区間についてであり、高架なので一見、山側と琵琶湖側の生態系を分断しないと想定されるが、高架構造の下のスペースには資材等が置かれたり、裸地化されたりするようなイメージがある。そのような使われ方をすると、山側と琵琶湖側の生態系が分断されてしまう可能性がある。そういった観点から本当に影響が無いと言えるのか、高架と高架の間の棚田やヨシやススキの群落となっているような場所も存在する可能性があるが、そういった場所はなくならずに保全されるのか否かをお伺いしたい。【2】

161

162 (事業予定者)

163 橋梁の下は棚田のまま残るということは無く、国の用地として管理がしやすい更地になる。生態系の予測評価に際しては、橋梁の下が更地になるということ踏まえて改変区画の面積を拾い上げ、全体と比較すると改変面積は小さく生息生育基盤の消失の程度は少ないと評価している。

167 橋梁の下の環境は、生物が移動できることを前提に予測評価しているのではなく、消失することを前提に予測評価している。ただ、ところどころ農道等が通っており、そういった農道等の機能は残るようにしていこうと考えている。

170

171 (委員)

172 金網等を張ることでキツネ等の動物の移動が阻害されるといった可能性は無いか。

173

174 (事業予定者)

175 フェンスは張る予定であるが、全部を壁にする必要があるかについては、今後、事業を具体化する中で調整すべき事項と考えている。ご指摘の通り、キツネ等の動物が道路で行き来が出来なくなるといったことに加え、耕作者の方々が通れなくなるといった事態は避ける必要があり、フェンスをどういった範囲で設置するのかについては、今後、検討したい。

180

181 (委員)

182 2点お伺いする。1点目は、全ての予測評価の結論が全く同じということである。全
183 での評価が「環境影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避または低減され
184 ていると評価」となっており、これはマニュアル等でこのように記載しなければいけな
185 いということが決まっているのか。

186

187 (事業予定者)

188 準備書の概要の説明資料という性質上、一律の表現とさせていただいているもので
189 ある。

190

191 (委員)

192 表現を全て統一したために、論理性が失われている印象がある。例えば、資料2、ス
193 ライド27では、工事による騒音を予測評価した結果、2地点で規制基準を超過するが、
194 防音パネルの設置等の遮音対策により規制基準を満足できるという予測評価の結果と
195 考えられるが、基準を満足するにもかかわらず「事業者の実行可能な範囲で出来る限り
196 影響は回避低減される」という評価は適切でない。「実行可能な範囲で」と言われると
197 基準を超過していてもやむを得ないと言っているような印象を受けるので、表現を工
198 夫されるべきでは無いかと感ずます。「事業者の実行可能な範囲の対策により影響は回
199 避低減される」といった表現が適切と感ずます。【3】

200 次に、資料2、41のスライド、電波障害の項目について、「高架構造物の上下部工の
201 形式・配置等の工夫」をすることにより、環境負荷を低減とあるが、これはやってみな
202 いと効果が出るか解らない部分がある。従って、スライドの同ページの下部に記載があ
203 るように、実際に電波障害が起きてしまった時に費用負担等を考えていくということ
204 の方が重要である。このように、具体的な対応方針が示されているにも関わらず、「実
205 行可能な範囲で影響は回避低減される」と評価されると、対応が不誠実な印象を受けて
206 しまうので、修正を検討された方が良いのでは無いかと感ずた。【3】

207 次に、資料2、46のスライドについて、ミサゴに対する影響の予測評価には不確実
208 性があるので事後調査を実施すると仰っているのに、事後調査をしていない段階で「実
209 行可能な範囲で影響は回避低減される」と評価するのは言い過ぎであると感じる。

210 次に、資料2、49のスライドについて、生態系の注目種・群集の生息生育基盤、生息
211 生育環境は保全されるという予測結果である。従って、評価はここで完結しており、更
212 に記載するとすれば「生息生育基盤、生息生育環境は保全されるが、さらに工事関係者
213 の教育を行うことでより一層の環境配慮を行う。」といったような表現になるのではな
214 いか。【3】

215 最後に、資料2、54のスライドについて、柵田に対する景観の眺望変化の大きさを
216 考えると「影響が回避低減されている」とは言えないはずである。「眺望景観に影響あ

217 り」と予測されるのは異論ないが「デザイン等を検討することで影響が低減できる」と
218 評価されている根拠が記載されていない。具体的にどういったデザインにすることで、
219 眺望景観への影響が低減されるのかに言及されておらず「影響が回避低減されている」
220 という評価は先走りすぎではないかと感じた。【3】

221 影響があるから事業が出来ないということでは無く、どれだけの影響があり、その影
222 響を出来る限り回避低減するのがアセス手続であり、影響を一律に無いということに
223 はできないはずであり、評価の表現については再考をいただきたい。

224 2点目は、情報の公開の関係であるが、資料3や資料5が委員限りとなっている理由
225 は何か。資料4には、希少な種の営巣地が記載されており、この資料が委員限りとなる
226 のは解るが、資料3は予測評価の地点の選定方法なので準備書を読む際の補足資料と
227 して公開した方が解りやすくなるのでは無いかと感じた。

228

229 (事業予定者)

230 1点目の「事業者の実行可能な範囲で影響は出来る限り回避低減」という表現につい
231 ては、資料2は準備書の予測評価をかなり簡略化して記載したものであり、違和感があ
232 る内容になってしまっている。実際の準備書では、しっかりと評価を言及したうえで、
233 この文言を記載している。評価の書き方については、謳い文句になっているが、再度確
234 認の上必要に応じて検討したい。

235 2点目の資料3が非公開の理由に関しては、大気騒音振動の予測評価の結果、保全対
236 象となった家屋に着色をしており、この情報が準備書には無いということで、非公開と
237 している。

238

239 (委員)

240 準備書では、具体的にこの家が環境保全措置の対象であるということまでは示せな
241 いため、非公開資料としているという理由で承知した。

242

243

244 (委員)

245 鵜川の棚田景観について、鵜川の棚田は現在日本棚田遺産に指定されているが、この
246 棚田遺産の目的の1つに棚田景観の維持というのがある。遺産への認定基準に良好な
247 棚田景観というのが挙げられていたと思う。準備書では眺望点を湖側(棚田の下)に設
248 定され予測評価されていたが、県や市のHPでは基本的に棚田を山側(棚田の上)から
249 見た写真が掲載されている。実際の案内板も山側に設置されており、この状況では、山
250 側に眺望点を設定し予測評価をすべきではないかと考えるがいかがか。【4】

251 次に、埋蔵文化財について、鵜川遺跡、四十八体古墳群に関しては、遺跡の位置から
252 30m以上の距離かどうかで影響の有無を予測評価されているが、埋蔵文化財は地下にあ

253 るので遺跡地図で示された範囲というのは過小である場合があるということに御留意
254 いただきたい。高島地域は全国でも珍しい8世紀に鉄鉱石を使った製鉄が行われてい
255 た地域で、明神遺跡もその一つの可能性があるものの、発掘調査があまり行われていな
256 い地域である。今後、掘削してみると、想定よりも遺跡の範囲が広がったり、新たな遺
257 跡が見つかったりということがあり得ると思う。準備書 P.9-15-2 では、既に文化財担
258 当の行政機関にヒアリングをされているとのことであるが、今後、事業予定地内で遺跡
259 の有無の調査を引き続き行われる予定があるのかをお教えいただきたい。**【5】**

260 3つ目として、文化財保護法に基づく適切な措置として、遺跡の取扱基準に基づき発
261 掘調査等の手続がとられると思われるが、実際に大規模な遺跡が見つかった場合、途中
262 で計画変更して遺跡を保存したという事例も全国的には見られるが、そういったこと
263 も想定して事業を進めて行かれるのかをお教えいただきたい。

264

265 (事業予定者)

266 1点目の棚田については、上からの眺望景観が綺麗というのは認識している。一方で、
267 環境影響評価手続の予測評価を行う地点として、棚田の上からの眺望を準備書に載せ
268 るか否かについては内部でも議論をしたところ、私有地に入らないと上からの写真が
269 とれないということが判明し、眺望点としての選定を見送った。眺望点是不特定多数の
270 方が集まる場所が技術指針上での選定基準となるため、準備書では、鵜川ファームマー
271 トと付近のバス停があり、指摘の鵜川林道と比較して人通りのある現地点を眺望点と
272 して選定した。準備書では下から見上げて影響ありと評価しており、環境影響評価手
273 続が終わり設計等の段階になった時点で、地元の方々に上からの景観がどう変化する
274 のかをお示ししながら進めて行く必要があると考えている。

275 2点目の遺跡地図に載っている所以外にも埋蔵文化財が発見される可能性があること
276 については認識をしているが、事業予定者としてそういった埋蔵の有無が解らない
277 箇所の調査については、する予定は無いということである。今後、環境影響評価が終わ
278 った後でも、事業を実施する際でも、県や市などから新たな知見が提供された場合には
279 発掘調査を進めていきたい。

280 3点目の発掘調査をした中で重要なものが発見された場合については、出てきてか
281 らでないと判断し得ない部分ではあるが、専門家や文化財行政の担当課と相談しなが
282 ら事業計画をそのまま進めるのか否かを検討する必要があると考えており、遺跡が見
283 つかったら即ルート変更ということは考えていない。

284

285

286 (委員)

287 先ほど、景観の予測評価の眺望点の話が出て、棚田は私有地であり入れないため上か
288 ら見た景観の予測評価が出来ないという説明があったが、最終的には上からの眺望も

289 地域の方々にお示しされるものとする。準備書 P.9-12-30 のフォトモンタージュを
290 見ると、眺望景観にかなりの影響を及ぼすものになると見受けられ、準備書の評価では
291 「周辺景観との調和」や「地域住民に配慮」という記述があるが、デザインや色彩を具
292 体的にどう配慮するのか、手順を示して記載いただく必要がある。構造を決めてから色
293 彩やデザインを決めるのではなく、色彩を変更するには構造も関わると思われるので、
294 予測評価や保全措置の記述を充実させていただきたい。【6】

295 また、1つの道路事業であるということを考えると、14 工区はアセス対象で無いた
296 め、眺望景観への配慮は検討しないというのは良くない。14 工区は先に完成し供用開
297 始されるため、ある程度、背景に対する景観の影響は見えてくるものと考えられる。そ
298 れを見てさらに良くする見直しも可能かと思うのでひとまず並行してやっていくべき
299 と思う。【6】

300 眺望点についても、今回の準備書で湖上からの眺望景観は予測評価されていない。本
301 日、現地調査中も湖上でのアクティビティが見られたため、湖上から見た眺望景観の予
302 測評価をすべきでは無いかと考える。準備書 P.9-13-19 に「構造物(橋梁等)および道
303 路付属物の形式、デザイン、色彩の検討を実施することで、環境負荷を低減する」と記
304 載されているが、この後に、「影響は低減されたものと評価する」と記載されており、
305 既に対策の検討が終わっているかのような印象を受ける文章が記載されているので、
306 修正が必要と感じた。

307 最後に、遮音壁の話が本日出ていたが、遮音壁については、準備書のどこかに記載は
308 あるのか。

309

310 (事業予定者)

311 遮音壁は騒音の所に記載がある。騒音の基準を超過すると予測される箇所に遮音壁
312 を設置し、騒音の環境基準を満足させることを検討している。ただ、遮音壁を設置する
313 範囲については、事業実施段階で検討するというので、準備書では範囲をお示しして
314 おらず、高さだけの記載となっている。

315

316 (委員)

317 遮音壁は一定の高さや幅があるものであり、景観の予測評価においても言及すべき
318 であると考える。【6】

319

320 (事業予定者)

321 遮音壁は騒音対策の観点で準備書に記載しているものであり、現時点では景観の観
322 点では言及をしていない。

323

324

325 (委員)

326 今後、評価書においては、遮音壁による眺望景観の変化についても言及が必要と考え
327 ており、何かの記載を検討いただきたい。範囲が決定していなくても評価の言及は可能
328 と考えるので、ご検討ください。

329

330 (事業予定者)

331 騒音については、地点を選定し、その地点で基準が超過するかを予測している。影響
332 のある地点は現在のところ目測であり、遮音壁をどの範囲とするのか、どの程度の高さ
333 にするのかについては、概ねは決まっているが、事業実施段階で詳細を決定していくべ
334 きと考えている。準備書では2.5 mという標準的な高さの遮音壁を想定しているが、事
335 業実施段階では新たな技術の動向も踏まえながら、なるべく高さを抑えつつ、騒音の基
336 準を満足できるものを造っていきたいと考えている。その際、遮音壁が様々な環境要素
337 に与える影響については、現状では、景観のみに特化したものも含めて記載できていな
338 い。

339

340 (委員)

341 遮音壁の評価については、景観も含めた様々な環境要素への影響を評価いただきた
342 いと考えます。

343

344

345 (委員)

346 資料5、2-7の動物の予測評価の判定の根拠は、「環境省レッドリストカテゴリーと
347 判定基準(2020)」の生息環境の消失・縮小の程度をもとにランク分けされているが、
348 資料5、2-6にもありますとおり、この環境省の判定基準は「生息面積」ではなく「個
349 体群の割合」によって評価されている。「生息面積」と「个体群の割合」はイコールで
350 は無く、面積が半分になると个体群は半分になる訳では無く、ゼロになる可能性もある。
351 準備書で「生息面積」のみで評価をされていることの根拠の妥当性をお伺いしたい。

352 また、動物に関する生息環境の影響が、ミサゴ以外は全て「C」(生息環境は保全さ
353 れる)と評価されている。動物に関しては、工事が実施された際に他の場所に生息環境
354 があるので逃げてくれるという評価であるが、実際に側道が出来る辺りに移動能力の
355 低い小型哺乳類などの生息も見つかっており、そういった移動能力の小さい種は側道
356 が通ると移動できない可能性がある。「C」(生息環境は保全される)と評価された種に
357 ついては、環境保全措置が記載されていないので、何も配慮がなされないのでは無いか
358 と感じた。【7】

359

360

361 (事業予定者)

362 御指摘のとおり、今般、生息環境の改変割合で評価をしているが、動物に関しては、
363 哺乳類、昆虫類など様々な種があり生態的特性が異なり、その中でも希少な種がいる中
364 でどういった基準で評価するのか。個別に評価すべきなのか、まとめて評価すべきなの
365 かについては、「道路環境影響評価の技術手法」では、それぞれの動物の生息環境に対
366 する影響の程度で評価することとされており、その生息環境に対する影響の程度につ
367 いては滋賀県のアセス技術指針でも国交省の資料にも判定基準は示されておらず、判
368 定基準が無い中で今回の準備書では改変が 30%未満であれば「C」(生息環境は保全さ
369 れる)と評価するといった基準を使用している。

370

371 (委員)

372 それであれば、そう評価することとした経緯を準備書や評価書に記載すべきではな
373 いか。「生息面積の減少」と「個体群の減少」はやはり同じでは無く、「生息面積」が半
374 分になると「個体群の数」はゼロになる可能性もあり、過小評価されている可能性もあ
375 り、判定の根拠はしっかり示す必要がある。

376

377 (事業予定者)

378 国交省の他のアセス対象事業との整理の整合性もあるので、御指摘の点については
379 持ち帰って検討し、後日回答する。

380

381 (委員)

382 もう1点の質問に対する回答はいかがか。

383

384 (事業予定者)

385 もう1点の方も判定基準の話と同様であり、生息環境と改変する区域の面積を定義
386 して予測を行い、移動経路についても考慮している。その結果、判定は「C」になって
387 いる。道路事業の特性として改変面積が線形となり他の面的事業と異なるため、生息面
388 積の消失もそれほど大きくならない状況にある。なお、「C」という判定自体は「影響
389 ない」ということでは無く「保全されている」ということであり、影響がゼロであると
390 は考えていない。

391

392 (委員)

393 「保全される」と言ってしまうと、全ての種が守られるような印象を受ける。一部に
394 影響が出るということに言及する必要があるのではないか。

395

396

397 (事業予定者)

398 今の御指摘の点を含め、評価の記述については再確認して御回答する。

399

400

401 (委員)

402 騒音振動について、資料2やパンフレットでは、交通量の設定をどうしているのかが不明である。騒音振動の予測評価を行う上では、音源となる交通量の設定が重要になる。準備書 P.9-2-57 では、現況の日交通量が示されており、2040年の計画交通量を予測に用いているということが同ページに記載されているが、2040年の計画交通量の算定根拠が示されていない。計画交通量がどのようにして決まってくるのかをお教えいただきたい。

408

409 (事業予定者)

410 最新のセンサスの交通量をもとに2040年の計画交通量の推計を行っている。準備書 P.3-5 に計画交通量の推計の方法を記載しているので、御参考にさせていただきたい。ここに記載のあるように、平成27年度の道路交通センサスの結果をもとに2040年の計画交通量の推計を行っている。

414

415 (委員)

416 御指摘の方法で日交通量が出てくるが、実際の予測に使用されるのは時間交通量である。時間交通量に変換するためには、現地調査で把握された時間変動係数をそのまま使用されており、将来の変化を見込んでいないということであるが、その将来の変化をセンサスの結果などから推計するのは現実問題として難しいのか。

420

421 (事業予定者)

422 御指摘のとおり、推計するのは難しいと考えている。

423

424 (委員)

425 解りました。もう1点、現況の交通量と比較し2040年の交通量はどのくらい増えるかと想定しているのかをお教えいただきたい。

427

428 (事業予定者)

429 小松拡幅もその手前の志賀バイパスも4車線になるという前提での推計であり、2車線から4車線になることで車が流れやすくなるものと考えている。このため、交通量については増えるものと予測している。現況では2万台弱の交通量があり、推計では3万台超であることから、1万台程度の増加が推計される。

433 (委員)
434 時間変化は現況とほぼ一致するというよりも、現況ベースで推計するしかないとい
435 うことか。
436
437 (事業予定者)
438 その通りです。
439
440 (委員)
441 予測は4車線での予測であるが、4車線が同時に供用開始になるのか。
442
443 (事業予定者)
444 現段階では決まっていないが、志賀バイパスや小松拡幅14工区では暫定2車線で整
445 備を進めており、恐らくこの13工区についても今後、事業を実施するタイミングで決
446 まっていくものであると存じ上げる。
447
448 (委員)
449 4車線が完成した後なのか、暫定2車線で供用開始された時点なのか、いつの時点で
450 予測を行うのかによっても予測評価の結果は変わってくる。4車線とも完成した段階
451 というのがこの準備書の予測評価の前提ということか。
452
453 (事業予定者)
454 準備書では、4車線とも完成した段階での予測評価を前提としている。実際に事業を
455 進めて行く中で、暫定2車線でまず整備や供用開始を行うとなった場合には、その時点
456 で予測を行い、その結果に応じて遮音壁等を建てることになる。
457
458 (委員)
459 今回、このバイパスが完成すると、大型車は基本的に全てバイパスを通過すると推計
460 されている。これにより既存道路の通行はかなり少なくなるという想定であると理解
461 して良いか。
462
463 (事業予定者)
464 既存道路も2040年の推計交通量をベースに予測しており、その結果によると現国道
465 161号の交通量はかなり減るものと考えている。
466
467 (委員)
468 騒音では40dBといったかなり低い値が予測されている。本当にここまで下がるの

469 かという疑問はあるが、ほとんどの車両がバイパスの方に流れる推計であることは解
470 った。そう考えると、環境基準や要請限度の値を満たすか否かの観点で予測評価をされ
471 ているが、既存の道路を含め、道路や周辺環境が現況よりも良くなるのか悪化するのか
472 の観点からの評価は無いのか。実際、既存道路の中で良くなる場所は存在するのか。

473

474 (事業予定者)

475 今回は新たに整備する小松拡幅のバイパス区間について環境影響を評価したもので
476 ある。現道の 161 号線については、交通量が減るので、騒音レベルも下がるのでは無い
477 かと考えています。

478

479 (委員)

480 白鬚神社のところの交通量が多く危険ということも書かれていたかと思うが、白鬚
481 神社付近の交通量が減るということは、境内の環境も静かになり良くなると思う。

482

483 (事業予定者)

484 今、委員が仰った白鬚神社の話も含めて、事業実施によってどのような効果があるの
485 かについてはアセス手続とは別に整理していく必要があると思っている。

486

487 (委員)

488 遮音壁が景観に及ぼす影響という指摘も出ていたが、遮音壁の設置は、今後、計画の
489 熟度が上がり設計に入った場合に、不確実性が生じる可能性もあるので、事後調査を実
490 施することは考えていないのか。

491

492 (事業予定者)

493 騒音に関しては予測手法が確立されており、予測に不確実性は無いので事後調査を
494 行う計画は無いが、例えば、開通後に周辺環境や交通量が劇的に変わり、騒音が大き
495 くなった場合には、各市とも協力しながらその時点の環境調査をしたうえで遮音壁の高
496 さを変える等の対策の必要性を検討します。

497

498

499 (委員)

500 資料 2 - 26、27 の景観の予測評価について、白鬚神社からの眺望景観については影
501 響なしとされているが、眺望点からの視点が琵琶湖方向から北方向の見え方で評価さ
502 れている。これは、本殿裏や南方向については、変更が無いので北方向だけの眺望を評
503 価しているという認識で良いか。

504

505 (事業予定者)

506 白鬚神社の後ろをトンネルで通過することを考えている。白鬚神社の後ろや南側に
507 ついては、道路が全く見えない状況となる。かろうじて白鬚神社から道路を視認できる
508 のが、資料2、スライド番号52の位置。ちょうどトンネルから出てきたところであり、
509 この位置で眺望景観の変化を予測評価している。従って、本殿の方向を見ると、道路は
510 見えないこととなる。

511

512 (委員)

513 現在の準備書では、眺望景観に変化があることを示す写真のみが掲載されているが、
514 変化が無いことを示す写真も掲載した方が解りやすいのではないかと。

515

516 (事業予定者)

517 影響があるところをしっかりと示すのが、環境影響評価の検討とされている。影響が無
518 かったことを示すのは、環境影響評価の検討の中では考えていないが、冒頭にお示しし
519 た3D動画はCAD(キャド)データになっており、色々な視点から見ることが出来るもの
520 なので、今後、環境影響評価の検討以外にも情報を発信する機会があるかと存じるので、
521 そういった機会も捉えながら解りやすく情報を発信していきたい。

522

523 (委員)

524 白鬚神社の御祭神は本殿の裏の比良山になるため、評価をする上で切り離せない関係
525 と考える。そのため、影響が無いことを示された方が良いのではないかと考えました。

526

527 (事業予定者)

528 環境影響評価の中ではお示ししていないが、トンネル構造の部分であり、影響はない
529 ものと考えている。

530

531 (委員長)

532 3D-CADの動画は大変解りやすいと感じた。この3D-CADを使用すれば、鵜川の棚
533 田景観を高い位置から見た景観の再現が可能なのでは無いかと。

534

535 (事業予定者)

536 現時点では、設計の精度が高くないため、鵜川の棚田景観を高い位置から見ることは
537 可能であるが、精度的に周辺景観や背景の琵琶湖等を十分再現出来ていない。

538 ただし、見え方のイメージは捉えてもらいやすくなると思われるので、次回の審査会
539 でお示しできるか否かを含めて検討させていただきたい。

540

541 (委員)

542 特に柵田のところの景観への影響を低減するために、具体的に検討し得る対策には
543 どのようなものがあるのか。例えば、橋げたの数を減らす、少しでも高さを低くする、
544 一部の橋脚構造を盛土構造に変更する等、候補として挙げられる対策をお聞きしたい。

545

546 (事業予定者)

547 現時点での想定では、橋脚の間隔を広げたり、橋の構造で上部工を薄くしたりといっ
548 たことが考えられる。そういった構造面の対策で、なるべく、背景が視認できるように
549 していきたいと考えている。加えて、現時点では橋梁の色は白色に塗ってあるが、この
550 色を変えることについても検討の選択肢の1つになってくると思われる。

551 高さ約 20mといった高い位置に道路が走る計画であるため、盛土構造にして勾配を
552 つけるとかなり大きな盛土となってしまうため、柵田の消失が増えてしまうというこ
553 ともあり、現段階では橋梁構造を想定している。

554 直壁にする方法もあるが、それでも大きな壁が出来てしまうということもあり、橋梁
555 構造が妥当と考えているが橋梁の中でも少しでも景観への影響が低減できるように、
556 引き続き、地質条件等も確認しながら検討していきたいと考えており、現時点では、今
557 後、橋梁構造とデザインを検討すると記載している。

558

559 (委員)

560 JR 湖西線の上を通る必要があることと、トンネルの穴の高さが決まっているので、
561 橋梁の高さレベルはもう変えられないという理解で良いか。

562

563 (事業予定者)

564 その通りです。

565

566 (委員)

567 今回の道路整備は、鵜川地域が認定されている柵田遺産とまともにぶつかる問題と
568 考えている。柵田遺産に関して、国、県、高島市からは何か意見は出ていなかったのか。

569

570 (事業予定者)

571 鵜川地域の柵田遺産認定および柵田振興法に基づく指定は、方法書の手続開始後に
572 認定されたものであるが、認定された事実は把握している。柵田地域振興法の認定後、
573 高島市にも確認を行ったが、同法の指定に関して、事業ルートの変更の要望や開発の規
574 制等は無いかを確認している。

575 なお、柵田遺産については現時点では高島市や滋賀県から意見は出ておりません。

576

577 (委員)

578 工事施工道路や施工ヤードに関する質問である。準備書には「既存の道路を活用し、
579 造成を極力抑える」と記載されているが、どこに工事施工道路や施工ヤードを造るか、
580 またその構造をどうするかについては、現時点では未定という理解で良いか。【8】

581

582 (事業予定者)

583 現時点では決まっていないので、準備書ではお示しできていない状況である。

584

585 (委員)

586 工事施工道路等を新たに設置する場合、希少な種等の生息場所と重なっている可能
587 性があるのではないかと懸念している。【8】

588

589 (事業予定者)

590 今回、準備書でお示しした内容や、今後の環境影響評価書の内容については、必ず記
591 録として残し、今後、工事中道路や施工ヤードを造るに当たっては、評価書の内容や造
592 成時の現地の状況を確認しながら、環境配慮を行った上で実施していきたい。

593

594 (委員長)

595 資料2、スライド番号24、26の「工事中重機の稼働に伴う粉じんの発生」と「工事中
596 用車両の通行に伴う粉じんの発生」に関しては、発生する時間帯や場所はほぼ同じと想
597 定される。両者は発生してしまうと区別できないため、重機の稼働に伴い発生する粉じ
598 んの最大値9.7t/km²/月と工事中車両の通行に伴う粉じんの最大値2.0 t/km²/月を足す
599 と、基準(10 t/km²/月)を超過してしまうが、これは散水量を増やせば基準内に収ま
600 るのか。

601

602 (事業予定者)

603 資料2では、幅を持たせ記載しているので解りにくいですが、資料2、スライド番号23
604 に記載のとおり、重機の稼働に係る粉じんが基準超過が予測されるのは、1～4番まで
605 の4地点があるうちの、3番の高島市鵜川の地点である。この地点が基準(10 t/km²/
606 月)を超過すると予測されるので、散水をすることで9.7t/km²/月に低減できると予測
607 している。

608 工事中車両については、資料2、スライド番号23に記載のとおり、1番(大津市北
609 小松)と2番(高島市勝野)の2地点で評価をしており、発生する粉じん量は0.9～2.0
610 t/km²/月と予測している。

611 従って、重機と工事中車両では予測評価の地点が異なっており、地点別で見ると基準
612 (10 t/km²/月)を超過することは無いと評価している。具体的には、1番の地点では

613 重機 0.5 t/km²/月、工事用車両は最大 2.0 t/km²/月で基準 (10 t/km²/月) は超過しな
614 い。4 番の地点では重機 2.7 t/km²/月、工事用車両は最大 1.3 t/km²/月で基準 (10 t/km²/
615 月) は超過しない。3 番の地点は重機の稼働に伴う粉じんのみの予測であり、その発生
616 量は 9.7t/km²/月ということでご理解願います。

617

618 (委員長)

619 重機の使用と工事用車両の通行では、環境影響が生じる地点が異なるということで
620 理解しました。

621

622 (委員長)

623 それでは、他に意見が無いようであるので、議題 2 の議論は終了する。

624

【以上】

1 滋賀県環境影響評価審査会小委員会 議事概要

2

3 1 日 時 令和5年10月31日(火) 14:00 ~ 15:10

4 2 場 所 Web会議(県庁東館7階大会議室)

5 3 議 題 国道161号小松拡幅13工区環境影響評価準備書について

6 4 出席委員 樋口委員、惣田委員、野呂委員、畠委員、藤本委員、西田委員、堀委員、
7 松四委員、松田委員

8 5 内容

9 (1)国道161号小松拡幅13工区環境影響評価準備書について

10 ・資料1~4、参考資料1~2について説明後の委員からの質疑は以下のとおり。

11

12 (委員長)

13 説明のありましたとおり、道路事業はアセス手続後、工事の着工までにかなり時間を要
14 するため、詳細設計や工事着工前に必要に応じて再度、調査予測評価を行い、地元説明等
15 をしながら環境保全措置を検討するとのことでした。16 今後、審査会意見を作成していくに当たっても、そのような事情を踏まえて議論を進め
17 る必要があるかと存じますので、その点にも御留意いただきながら御意見をお願いしま
18 す。

19

20 (委員)

21 動物に関して、資料2、1番と2番の意見については私が申し上げたもの。2番の回
22 答については了解した。1番の回答について、判定基準の根拠がアセス図書の中で公開
23 できないというのは、納得はしていないが、記載できないのであれば仕方ないと思う。

24

25 (委員)

26 資料2、3番の意見は私が出したものであり、資料2で示されている回答の内容だけ
27 では納得は出来ないが、最初に説明いただいた「道路事業はアセス手続後、工事着手ま
28 での時間がかかり、工事着手の直前まで必要に応じて調査等が行われ、環境保全措置も
29 検討される」という点を踏まえれば納得した。30 審査会意見にも工事の直前まで調査の実施を心掛けてほしいということを盛り込ん
31 で欲しい。【9】

32

33 (委員)

34 資料2、4番の回答について、濁水対策の具体的な内容は決まっていないということ
35 であるが、濁水対策の実施もさることながら、生物の生活サイクルに合わせた時期に工
36 事が実施されるよう配慮をお願いしたい。【10】

37

38 (事業予定者)

39 水生生物等に関しても工事着工の前に工事の設計をしていく中で、必要に応じて
40 専門家に意見を伺いながら、工事のタイミング等を含め対策を検討します。変更して良
41 い場所、変更すべきでない場所もあるかと思うので、そういったことを踏まえ、工事を
42 進めたい。

43

44 (委員)

45 準備書の P9-9-68 に、ミサゴに関しては「影響が生じる可能性がある。本種の生息環
46 境は保全されない可能性がある。」と予測評価されている。また、環境保全措置として
47 は、P10-21 に「低騒音・低振動型建設機械の採用」とあるが、「効果に係る知見が不十
48 分」との記載もある。

49 低騒音・低振動型建設機械を用いても、事後調査で営巣放棄等が確認された場合は具
50 体的にどのような対応を想定されているのか。【11】

51 この記載では、事前の予測で影響が出る可能性があるとされており、対策を講じても
52 確実に効果が得られるか解らないと言っているような印象を受ける。そのような対応
53 で良いのか疑問に思う。

54

55 (事業予定者)

56 ミサゴについては、工事を行う計画道路上に巣がある訳では無く、工事区画の周辺
57 (近い場所)に巣があるという状況である。ミサゴは重機の稼働に伴う騒音・振動によ
58 り繁殖活動に影響が生じる可能性が考えられることから「影響あり」と記載しており、
59 対策として「低騒音・低振動の重機を使用する」という記載にしている。

60 「効果に係る知見が不十分」としているのは、例えば、遮音壁を設置すれば騒音が何
61 デシベル下がるといったような定量的な効果が猛禽類の場合は解らない部分があるの
62 で、事後調査でモニタリングをすると記載している。

63 現状、実際の事業の進め方が決まっていない状況ではあるが、実際の工事実施の際に
64 は、どういった重機を入れる時に騒音振動の影響があるのかを踏まえた上で、専門家の
65 意見も伺いながら、どの時期にどういった工事を行うのが適切か見極めながら、工事計
66 画を立案していきたい。それにより、なるべくミサゴに対する影響を低減していきたい。

67 その後、もしも営巣放棄等の影響が生じた場合に、具体的にどういった対応を行うの
68 かはまだ決まっていないが、営巣放棄となった原因を専門家とも相談しながら特定し、
69 さらなる影響の低減策を検討していくことになろうかと思う。

70

71 (委員)

72 出来る限り影響の低減を図るとの理解で良いか。

73 (事業予定者)

74 その通りです。

75

76 (委員)

77 準備書 P9-9-68 に、最も近いミサゴのペアで計画道路から約 260 m、最も遠いペアで
78 約 630 m と記載があるが、営巣木からの距離については、どの程度から影響があると評
79 価されているのか。

80

81 (事業予定者)

82 環境省「猛禽類保護の進め方」の中で、種ごとに影響を及ぼす範囲が示されているの
83 で、それに基づき評価をしている。ミサゴに関しては、500～800 m より短い距離だと
84 繁殖活動への影響が生じる可能性がある」と記載されているので、準備書では 800 m よ
85 り近い場合に影響ありと評価している。

86

87 (委員)

88 ミサゴに関してはこのいずれのペアにも影響が生じる恐れがあるとのことで理解し
89 た。現時点では具体的な対策が決定していないとのことであったが、もしも影響が生じ
90 ると判明した場合は、速やかに低減措置を講じていただければ幸いです。【11】

91

92 (事業予定者)

93 工事着手前に想定できる限りの騒音振動の低減対策を講じた上で、更に影響が解っ
94 た場合には、更なる対策を講じたいと考えている。

95

96 (委員)

97 資料 2、6 番(景観に関する意見)の見解で、「構造物(橋梁等)および道路付属物
98 の形式、デザイン、色彩については現時点で設計が決まっていないので、詳細な記述が
99 出来ない」という記載があり、これ自体は理解できるが、「環境保全措置の具体化に当
100 たっては実行可能な範囲で景観への影響を出来るだけ低減します。」という記述に関し
101 ては、環境保全措置の具体化の時期がいつなのか、具体的な環境保全措置は、評価書に
102 は反映されるのか教えて欲しい。

103 もしも評価書にも明記されないのであれば、環境アセスメントを実施した上で事業
104 計画を実施するという原則に反するのではないか。

105

106 (事業予定者)

107 冒頭に道路事業の流れと環境保全措置の検討時期を説明したが、資料 4 のフローの
108 現在、赤枠のところの環境アセスメントの手続を実施している。

109 一方で、具体的な構造等を決定するのは、その先の予備設計の段階となるので、環境
110 保全措置に関してもその時に具体的な内容をお示しする予定。そのため、評価書の段階
111 では測量等は出来ていないので、景観に関する環境保全措置は「道路構造物のデザイン
112 を配慮する、各市の景観計画に配慮する」といったように、何に注意して今後設計等を
113 進めていくのかを記載することを考えている。

114

115 (委員)

116 最大限努力した場合でも景観への影響が許容範囲におさまることが保証されるのか。
117 具体的な設計等が決まらないと、どのような色彩であり、デザインになるか記述でき
118 ないということは理解できるが、どのような対策により、景観に関する環境影響を許容
119 範囲に抑えられるかという方法論については記述できると思うがいかがか。【12】

120

121 (事業予定者)

122 現時点では道路事業の流れのとおり、測量等をしていかないと具体的な環境保全措
123 置は示せないという状況であり、環境アセスメントの中では、考えられる対策の方針を
124 記載させていただいている。我々としては、そういった整理で手続を進めており、環境
125 影響評価の中では最大限できることを書かせていただいて、具体的な対策については、
126 今後、評価書の記載に基づいて、設計に反映していきたいと考えている。

127

128 (委員)

129 現在、環境影響評価を行う段階であって、設計がかなり先に決まるという状況です。
130 その設計の際に初めて、どのような対策を講じれば環境影響の低減が図れるか検討し
131 ますというように読み取れる。

132 このままの状態では評価書が発行されると、景観に対して環境影響評価がなされない
133 まま事業化されている受け止めになりかねないので、どのような方策によって環境影
134 響を低減させるのか、準備書の段階よりももう少し踏み込んで評価書に記載して欲し
135 い。【12】

136

137 (事業予定者)

138 検討させていただく。

139

140 (委員)

141 前回の審査会でも、景観に関して、道路のデザインや色彩や構造等が決まっていない
142 準備書の段階で「影響が回避低減されている」と評価されているのは、先走りすぎでは
143 ないかと申し上げた。評価書の段階では、影響を回避低減するための措置が示せない
144 しても、対策をいくつか例示いただき、こういった対策のうちどれを実施するかは現時

145 点では決定できないが、対策を組み合わせることにより影響の回避低減を図るといっ
146 た記載に改めて欲しいと考えている。

147 これは、景観に係る環境要素だけでなく、8月の審査会では電波障害についても同じ
148 指摘をしたが、他の環境要素についても同様であり、配慮いただきたい。【13】

149

150 (事業予定者)

151 御意見を踏まえ、引き続き、検討いたします。

152

153 (委員長)

154 資料4にフォトモンタージュを作成いただき、どの位置に道路が出来るのか解りや
155 すく示された。事業予定者からの説明で、遮音壁についても考慮してフォトモンター
156 ジュを作成しているとあったが、遮音壁はほぼ道路と一体化する形でこのフォトモン
157 タージュに反映されているという理解で良いのか。

158

159 (事業予定者)

160 資料4には鵜川地先のフォトモンタージュを掲載しているが、この写真に写ってい
161 る区間については騒音の予測評価をした際に環境基準を満足していたため遮音壁を設
162 置しない予定になっている。このため、資料4のフォトモンタージュには遮音壁は存在
163 していない。

164 実際に遮音壁が設置される区間は、13工区の起点部分と終点部分であり、白ひげ浜
165 水泳場のフォトモンタージュには遮音壁を含めて予測評価をしているが、距離が離れ
166 ており遮音壁が見にくい状況にある。

167

168 (委員)

169 私も今までの議論と同じところを感じた。景観の予測評価に関しては、今後の設計の
170 中でということが強調されており、このままだと環境アセスメントの手続の中では景
171 観は予測評価されない状態で終わってしまうことを懸念する。

172 折角、フォトモンタージュを作成いただいており、現地調査で確認した際も構造に関
173 する配慮事項として、橋げたの数が変わる等の対策をいくつか例示いただいたので、対
174 策を講じた場合をフォトモンタージュで示すなど、現時点ではどの対策を採用するか
175 解らないといったことを断った上で、評価書の中に入れられないのかと感じた。

176

177 (委員)

178 騒音の予測評価についても、事業計画の熟度が上がらないと難しいというのは同様
179 であるが、道路交通騒音については、遮音壁に関するこれまでの知見の蓄積もあるので、
180 対策をしっかり講じれば環境基準を満足できると考えている。

181 一方、景観に関しては、どういう遮音壁を設置すればどの程度の影響があるのかにつ
182 いては、今の時点では評価しきれない部分があると思うが、なるべく評価書の段階では
183 道路の完成形に近い評価に近づけて欲しい。

184 また、資料4のフォトモンタージュ(柵田景観)の辺りには、遮音壁が無いことは気
185 付いていたが、照明も設置されないという理解で良いか。

186

187 (事業予定者)

188 照明や道路標識はフォトモンタージュには反映していないが、設置する可能性はあ
189 る。ただ、照明に関しても、支柱を建てる方式のほか、橋梁の高欄部分に設置する方
190 法もあるので、そのような構造が決まっておらず、準備書のフォトモンタージュには反映
191 していない状況。

192

193 (委員)

194 照明も色んな形式があるので、今後は道路の完成形に近いフォトモンタージュに更
195 新して行ってほしい。

196

197 (委員長)

198 フォトモンタージュの数を増やすことは可能なのか。

199

200 (事業予定者)

201 フォトモンタージュは環境影響評価の眺望点からのものとしているので、こういっ
202 た対策を講じた場合にこうなるといった内容をフォトモンタージュで示し、アセス図
203 書に掲載することは困難であるが、具体例として示すことは、時間はかかるが可能では
204 ある。

205 ただし、そうした対応は、事業実施段階で地質調査を行い、ここで出来る道路構造を
206 決めた上でフォトモンタージュのバリエーションを考えていくものと認識している。
207 その時に、3D-CADの精度も充実させたうえで、例えば、橋梁の構造(コンクリート、
208 鉄など)による見え方の違いや色彩による見え方の違いについても、設計の際に専門家
209 にも意見を聴きながら検討していこうと考えていたので、対応は可能だが、環境影響評
210 価の中でお示しするのは困難と考えていた。

211

212 (委員)

213 景観対策については、照明に関しても、道路構造に関しても技術は進むと認識してい
214 る。せめて、最新の技術を取り入れて景観への配慮、ここでいう配慮とは存在感を低減
215 するような方向を指すが、を行うといった内容を工夫して評価書に盛り込んで欲しい。

216

【14】

217

218 (事業予定者)

219 委員の御指摘のとおり、最新の技術を使用するのは当然のことと思うので、記載につ
220 いてはもう少し検討する。

221

222 (委員長)

223 それでは意見も出尽くしたようですので、本日の議事は終了します。

224

225 (事務局)

226 道路事業は公共事業であり、環境影響評価手続き終了後、実際の工事着手まで相当期
227 間を要することから、他の事業とは違った視点で御議論をいただいております、やむを得ず
228 議論が深められない点があると認識しています。

229 今回の審査会委員からの御指摘については、事業予定者に見解を整理いただき、次回
230 の審査会で説明いただいた上で、審査会意見のとりまとめについても進めたいと考
231 えるので、よろしく願います。

232

233

【以上】